

浜田港

国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金

《平成31年度版》

浜田港発着の国際コンテナ航路を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を助成します。

【対象者】

浜田港国際コンテナ航路を利用し、輸出入を行う企業・団体等

【補助内容】

区分	補助条件及び補助対象者	助成額	上限額
①航路新規利用支援	浜田港国際コンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者 ※ 初回利用から1年間が対象期間	FCL貨物 1TEU につき 2万円	30万円
	【東南アジア・台湾プレミアム】 東南アジア（注1）・台湾向けの貨物について、新たに輸出入を行った者（注2）	FCL貨物 1TEU につき 2万円 + 東南アジア・台湾向けのFCL貨物 1TEUにつき 1万円の加算	30万円 + 東南アジア・台湾分 加算上限額 15万円
②輸出促進支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に30TEU以上の輸出を行った者	FCL貨物 1TEU につき 1万円	100万円
③輸出入促進支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に250TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者	FCL貨物 1TEU につき 1万円	400万円
	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に1,000TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者	FCL貨物 1TEU につき 1万円 ※ 400TEUまでの部分 + FCL貨物 1TEU につき 2,500円 ※ 400TEUを超える部分	400万円 + 200万円
④リーファーコンテナを利用した輸出入支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中にリーファーコンテナ貨物の輸出入を行った者	FCL貨物 1TEU につき 2万5千円	50万円

※FCL貨物=1荷主の貨物だけで、コンテナ1本を満たす量の貨物のこと。Full Container Loadの略。 ※TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位

（注1）東南アジア…ASEAN加盟国（インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス 全10か国）

（注2）平成31年度は、既存荷主について、東南アジア・台湾向け貨物の前年度比増加分を航路新規利用支援（①）の対象とする。

（注3）①と④の併給は可。その他の併給は不可。

（注4）補助金は、予算の範囲内で交付となりますので、各者への補助金額が上限額を下回る場合があります。予め、ご了承ください。

◇ 補助金のご利用につきましては、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先：浜田港振興会
（島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>